

## 大口定期預金

(2023年12月4日)

1. 商品名	自由金利型定期預金[通称:大口定期預金]										
2. ご利用いただける方	○個人及び法人のお客さま										
3. お預入期間	○定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 お預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利継続)のお取扱いが可能です。 ○期日指定方式 1か月超5年未満										
4. お預入方法 (1)お預入方法 (2)最低お預入金額 (3)お預入単位	○一括してお預入いただきます。 ○1,000万円以上 ○1円単位										
5. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。										
6. お利息 (1)適用金利  (2)利払方法  (3)計算方法 (4)お利息への課税	<p>○お預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 期日指定方式はお預入期間内で最長の定型方式の利率を適用します。 ※ただし、金利情勢によっては、期間別の金利差がない場合があります。 ○自動継続の場合には、継続日の店頭表示の利率を適用します。</p> <p>○以下の方法によりお支払いします。・お引き出し日に一括して支払います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お預入期間</th> <th>2年未満</th> <th>2年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>お預入日の1年毎の 応当日※以後</td> <td>ございません</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>満期日 以後</td> <td>一括</td> <td>残りを一括</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、満期日まで1年に満たない場合は、利払いがございません。</p> <p>○付利単位を1円、1年を365日とした日割により計算します。 ○お利息については、お客さまが居住者である個人の場合は2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間のお受取に際し、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税金が源泉徴収されます。内国法人の場合は2016年1月1日から2037年12月31日までの22年間のお受取に際し、15.315%(所得税および復興特別所得税15.315%)の税金が源泉徴収されます。また、居住者である個人のお客さまについては源泉分離課税、内国法人のお客さまについては総合課税となります</p>		お預入期間	2年未満	2年以上	お預入日の1年毎の 応当日※以後	ございません	約定利率×70%	満期日 以後	一括	残りを一括
お預入期間	2年未満	2年以上									
お預入日の1年毎の 応当日※以後	ございません	約定利率×70%									
満期日 以後	一括	残りを一括									

(5)金利情報の入手方法	○金利は店頭または当行ホームページにてご確認ください。
7. 手数料	○ございません。
8. 付加できる解約に関する事項	○満期日にご指定の預金口座への自動解約入金が可能です。
9. 中途解約時のお取扱い	○満期日前に解約する場合は、お預入期間に応じた期限前解約利率(次ページ参照)により計算した利息とともにお支払いします。 ○中間利払いが行われている場合には、その支払額と期限前解約利息額との差額を清算します。
10. 付加できる特約事項	○総合口座通帳をご利用の個人のお客さまについては、総合口座の担保としてのお取扱いが可能です。 (貸越限度額は300万円、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率になります。)
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことで。
12. その他参考となる事項	○元金継続の場合は、お預入時の金額にて、満期日に前回と同一期間の大口定期預金に自動的に継続します。 ○元利継続の場合は、満期日にお支払いする利息を元金に組入れて、前回と同一期間の大口定期預金に自動的に継続します。 ○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金利率により計算します。 ○この預金は、預金保険制度による保護の対象となります。 (ただし、決済用普通預金以外の他の保護対象預金と合算して、1預金者につき1,000万円までの元金とその利息が保護されます。)

## 〔自由金利型定期預金〕の期限前解約利率のお取扱い

○当行がやむをえないものと認めて当該預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という)はお預け入れ日から解約日の前日までの日数について、お預け入れ日数に応じた利率算定方法で計算した期限前解約利率(小数第4位以下切り捨て)によって計算します。

ただし、中間利払いが行われている場合は、その支払額と期限前解約利息額との差額を清算します。

(1)お預け入れ日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合

下記の利率算定式A及びBにより計算した利率または解約日の普通預金利率のうち最も低い利率を適用します。

(2)お預け入れ日の1か月後の応当日以後に解約する場合

下記の利率算定式AおよびBにより計算した利率のうちいずれか低い利率を適用します。

算定式A	約定利率×70%
算定式B	$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{お預け入れ日数})}{\text{お預け入れ日数}}$ <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たにお預け入れするとした場合に適用する利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p>

(注) 算定式Bにより計算した利率は0%を下限とします。

### <ご注意>

○満期日前に解約する場合、期限前解約利率が0%となる場合があります。

○中間利払いが行われている明細を期限前解約する場合、中間払利息の合計額が期限前解約利率により計算したお利息額を上回ることがあります。

○こうした場合には、期限前解約利率により計算したお利息額以上に支払われている金額について、期限前解約時にお返りする定期預金元金から清算させていただきます(期限前解約時にお返りする定期預金元金が、預入時の定期預金元本を下回る場合がございます)ので、あらかじめご了承ください。